

報告第7号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年5月1日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 9 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 56,646 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 2 年 4 月 24 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 1 月 27 日（月）午後 2 時 40 分頃に、交野市私部 1 丁目 1 番 1 号、交野市役所本館西側駐車場の出入口にて、公用車を出車させようとしていたところ、道路を走行していた相手方車両と出会い頭に接触し、相手方車両が損傷した。
- なお、事故の責任割合は、本市 80%、相手方 20%とし、相手方車両の修理に要する費用のうち、その責任割合に応じた費用を負担する。
- 5 そ の 他
- | | |
|------------------|----------|
| 相手方車両修理費等 | 70,807 円 |
| 上記額の内、本市責任額(80%) | 56,646 円 |
| 対物共済保険額 | 56,646 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和 2 年 4 月 24 日

交野市長 黒 田 実